

令和7年度（2025年度）アーティスト・イン・レジデンス交流事業業務委託 基本仕様書

第1 委託業務名

令和7年度（2025年度）アーティスト・イン・レジデンス交流事業業務委託

第2 目的

交流都市であるフランス・エクサンプロヴァンス市とのアーティストによる交流事業を実施することで、市民レベルでの文化交流促進及び本市のプレゼンス向上を図り、第2期国際戦略に掲げる「世界に選ばれる『上質な生活都市』の実現」に繋げる。

第3 履行場所

熊本県内（主に熊本市内）

第4 履行期間

契約締結日～令和7年（2025年）12月1日

第5 業務内容

本市が選定する、フランス外務省が設置する京都の文化施設「ヴィラ九条山」でのレジデンスを終えたフランス人アーティストの熊本招へいに際し、以下のサポート及び交流事業の実施をすること。実施にあたっては、芸術・文化活動に造詣のある専門家を配置し、実務に従事させること。

なお、アーティストは「ヴィラ九条山」において、4—6か月の日本での生活を経験済みの1名を予定しており、招へい前の所在地は未定である。また、アーティストの熊本滞在期間は60日を予定している。

1 交流事業に関する業務

(1)地元アーティストとの交流支援

アーティストの研究・制作活動に資する地元アーティストとの交流機会を創出すること。

・交流にあたっては、アーティストの特性や希望、研究・制作活動の内容を考慮するとともに、地元アーティスト及び地域にとっても、文化レベルの向上や国際交流への興味関心の誘発が図れるなど、有益な内容となるよう考慮すること。

(2)地域住民との交流支援

地域の文化レベル向上および国際交流促進に資する、以下の交流事業実施の支援を行うこと。ただし、②③を1つのイベントで同時開催しても構わない。

①地元アーティストや芸術を学ぶ学生等向けのハイレベルなワークショップ

②広く市民へアプローチできる、市民の国際交流や文化交流への興味関心を高めるイベント

③小学生等こどもを対象としたプログラム

2 外国人の受入れに関する業務

(1)アーティストの住家等の手配

①居住物件選定、物件契約締結、鍵の受け渡し

- ・住家は熊本市内の公共交通機関の利用がしやすい場所で手配すること。
- ・必要に応じて、住家の他にアトリエ等制作活動拠点の手配をすること。
- ・アーティストの希望を考慮の上、手配すること。
- ・物件契約者は受託者とし、契約に係る費用及び賃料については、別途アーティストに請求すること。

②来熊後の生活に係る各種情報整理・送付

(2)アーティストの住家への入退去および生活全般の支援

①ライフライン開栓手続、Wi-Fi（インターネット）開線手続

②家具・家電・日用品のレンタル手配・購入等

③携帯電話（SIM）等契約手続

④居住地域における地理案内

⑤生活マナー、公共交通機関利用方法、有事の際の対応方法の伝達

⑥退去時の荷物の整理及び清掃支援

3 その他

(1)アーティストへの支援金最大 8,000 ユ一口の支払い及び金銭管理

- ・支払いは円で行うものとする。
- ・令和7年（2025年）4月1日のレート（公示仲値）で換算する。
- ・アーティストの金銭管理を支援し、適切な時期にアーティストへ支払うこと。支払い時期や金額については、市と協議の上、決定すること。なお、8,000 ユ一口の支払いにあたっては、アーティストが負担すべき経費をアーティストに代わって受託者が支払った場合、当該金額を指し引いたものを受託者へ支払うこととして差し支えない。
- ・アーティストの滞在期間に応じて支援金の額に変動が生じた場合は、変更契約を行うこととする。

(2)このほか、委託者と受託者で協議の上、双方が合意した業務

※経費負担について

本業務実施にかかる経費負担は、以下のとおり。

受託者が負担する経費	アーティストが負担する経費
<ul style="list-style-type: none">・各種支援のための受託者の人件費（通訳手配費を含む。）及び交通費、雑費等・地域住民との交流事業にかかる会場費及び会場装飾費、広報費・招へいアーティストへの支援金 8,000 ユ一口の支払い・上記の支払に付随する各種手数料等	<ul style="list-style-type: none">・家賃及び光熱費、自治会費等・アーティスト本人の生活費・地元アーティストとの交流及び地域住民との交流にかかる、材料費及び制作費等・活動に係る交通費・上記の支払に付随する各種手数料等

※招へい予定のアーティストの創作分野について

街や地域、自然の音を録音し、地域の音響風景について創作する。地元のアーティスト等とのワークショップの機会を活用し、グループでのパフォーマンスも想定している。さらに、学生向けにフィールドレコーディングと作曲について伝える活動も実施予定である。

第6 業務実施体制

業務実施体制について明確にし、業務を適切に実施するために必要な人員を確保すること。特に、専任の業務担当者を配置し、業務担当者は市との打合等に出席とともに、電話、メール等にて速やかかつ確実な連絡を取れるようにすること。

なお、委託者が不適当と認めた場合、委託者は受託者に対して業務担当者の変更を命ずることができる。

第7 スケジュール（予定）

令和7年（2025年）6月中旬 契約締結

令和7年（2025年）契約締結後～7月 アーティスト及び市との事前打ち合わせ

令和7年（2025年）8月～10月頃 アーティスト受け入れ及び交流事業の実施

※ 具体的なスケジュールは本市と協議の上決定することとする。

第8 提出書類

受託者は契約締結後及び業務完了後、速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- ① 業務完了届
- ② 実施報告書（Word10ページ以上のもので、様式は任意とする。）
- ③ 本事業を広報するための簡易報告書（A5判4ページで、市民向けの広報を想定したもの）
- ④ その他委託者の指示する書類

※②③については、紙1部及び電子データ（PDF及びWord）で提出すること。

第9 著作権

- (1) 制作に当たり、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

第10 秘密の保持等

- (1) 受託者は、本業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人も同様の義

務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

- (2) 受託者は、本業務のデータファイル、プログラム、個人情報、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供するほか、複写又は複製してはならない。

第11 その他

業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて市と協議し実施するものとする。